



春の訪れ

目次

トピックス.....	2	くじらの博物館便り.....	6
ごみの出し方について.....	3	お知らせ.....	8
住民福祉課便り.....	4	保健衛生関係行事予定.....	10

～道の駅「たいじ」（仮称）が重点「道の駅」に選定されました～

この度、当町が整備を予定している道の駅「たいじ」（仮称）が国土交通省から重点「道の駅」として選定されました。重点「道の駅」とは地域活性化の拠点となる優れた企画があり今後の重点支援で効果的な取組が期待できるものとして、「道の駅」の整備の企画段階から国土交通大臣が選定するものです。

これを受け、2月26日（木）に東京で行われた選定証交付式に町長が出席し、太田大臣から選定証を受取りました。



太田国土交通大臣から選定証を受取る三軒町長

～石垣記念館絵画展表彰式を行いました～

2月24日（火）、役場2階応接室で平成26年度石垣記念館絵画展表彰式を行いました。

今年の絵画展には18点の応募があり、次の方々が受賞されました。

町長賞	田中 掬代さん、藤本 深恵さん 米良 殖人さん
教育長賞	増田 綱紀さん、山門 佳子さん 東 真由美さん



～村上隆也さんが叙勲表彰を受けました～

この度、当町の元助役で平見在住の村上隆也さんが永きにわたり地方自治に貢献されたことが認められ、表彰を受けました。

最近で叙勲を受けられた方を次のとおり紹介します。

平成26年（地方自治功労）	杉森 敏夫さん
平成26年（教育功労）	須川 時夫さん
平成26年（消防功労）	前田 武さん
平成26年（地方自治功労）	筋師 敬さん

太地町でのごみの出し方が変わります。

太地町役場住民福祉課

住民の皆様のご理解とご協力をお願いします。

◎新しいごみの出し方

太地町におけるごみの出し方が、次のとおり大きく変わります。

「透明や半透明など、中に何が入っているか見えるもの」でないと、ごみを出せなくなります。
袋の大きさも、「 $80\text{cm} \times 65\text{cm}$ ・容量 45ℓ 」以下のものを使ってください。

◎ごみ出しに使える袋について ⇒ 町の指定の範囲内であれば、レジ袋なども使うことができます。

- ・ 町が指定するのは、「中に何が入っているか見えること、大きさが上記の範囲内であること」です。
- ・ この条件に合う袋であれば、各小売店等でもらえるレジ袋なども使うことができます。（下の写真）



※上の写真のように、小売店等でもらえる半透明レジ袋を使って、ごみを出すことができます。

※粗大ごみのような袋に入らない大きいごみは、今までのように出すことができます。

◎ごみ出しに使えないもの ⇒ 中が見えないもの、指定の大きさを超えるものは使えません。

ごみ出しに使える袋の例は、以下のとおりです。

（例）黒いごみ袋、乳白色（白色）のレジ袋を使うなど、中身が見えない袋でごみを出す。

（例）容量が 70ℓ ・ 90ℓ のような、 45ℓ より大きい袋でごみを出す。



※上の写真は、乳白色（白色）のレジ袋に、ごみを入れて出していますが、このように、中が見えにくく、何がごみとして出されているか分からないときは回収できません。

※右の写真のような黒いごみ袋は、中が見えなくなるので、使えません。

※濃い色の袋・紙袋・布製の袋も、黒いごみ袋と同じように、中が見えなくなるので使えません。

◎中身が見えればよいので、袋等の口を閉めず、開けておいてごみを出す。⇒絶対にやめて下さい。

※袋や箱の口を開けたままごみを出すと、ごみの液汁が垂れたり、臭いが発生したり、中身が散乱する危険があります。ごみ収集場所の周辺に住む皆さんの生活に重大な悪影響が発生します。絶対にやめて下さい。

住民福祉課便り

浄化槽法定検査手数料が改定されます

平成27年4月1日から、浄化槽法定検査手数料が以下の通り改定されます。

・ 合併10人槽以下	5,800円 → 5,300円
・ 単独10人槽以下	5,800円 → 5,300円

★浄化槽法定検査とは…

浄化槽が適正な維持管理（保守点検と清掃）により所期の処理機能が確保されているかどうかを判断するため、それら保守点検とは別に、毎年1回行われる水質（外観検査、書類審査を含む。）に関する定期検査で、浄化槽管理者の義務として浄化槽法に定められています。※指定検査機関は「和歌山県水質保全センター」です。

平成27年3月31日までの11条検査手数料

平成27年4月1日からの11条検査手数料

前納口座振替の場合

種類	規模	法第11条に規定する 定期水質検査		法第11条に規定する 定期水質検査		法第11条に規定する 定期水質検査
単独 処理 浄化 槽	5人以上10人以下	5,800円	➡	5,300円	さらに 500円割引 ➡	4,800円
	11人以上50人以下	6,000円		6,000円		5,500円
	51人以上500人以下	8,000円		8,000円		7,500円
	501人以上	10,000円		10,000円		9,500円
合併 処理 浄化 槽	5人以上10人以下	5,800円		5,300円		4,800円
	11人以上50人以下	8,000円		8,000円		7,500円
	51人以上500人以下	10,000円		10,000円		9,500円
	501人以上	12,000円		12,000円		11,500円

成人健康相談

毎月、公民館、老人憩いの家、平見集会所、寄水集会所、森浦集会所で成人を対象に保健師・管理栄養士が血圧測定、尿検査、指先の血液循環測定を行い、健康についての相談に応じています。

平成27年4月から、毎月寄水集会所において健康相談を実施します。どなたでも、お気軽にご利用ください。なお、健康相談の日程は広報たいじ最終面に毎月記載していますのでご確認ください。

ちびっ子ひろばの時間の変更について

ふれあいルーム（太地町地域子育て支援室）では、月に2～3回、木曜日午前中に未就園児を対象に「ちびっ子ひろば」を開催しています。ちびっ子ひろばでは、親子のリズム遊びをしたり、絵本の読み聞かせをしています。

平成27年4月から、ちびっ子ひろば開催時間は、午前9時30分から午前10時30分までに変更となりました。開催予定は「広報たいじ」最終面、または「太地町まちのカレンダー」にも記載していますので、たくさん遊びに来てください。



知っていますか？成年後見制度

■ 成年後見制度とは

認知症や知的障害・精神障害などの理由により、判断能力が不十分な人が、不動産や預貯金などの財産管理や、介護サービスの利用契約、施設・病院への入退所に関する契約を結んだり、遺産の分割協議などが必要であっても、自分でするのが難しい場合があります。また、自分に不利益な契約であっても判断できずに契約を結んで悪徳商法の被害に遭う恐れもあります。

このような判断能力の不十分な人を、法律面や生活面で保護し、支援するのが^{せいねんこうけんせいど}成年後見制度です。

■ 任意後見と法定後見

成年後見制度には、^{にんいこうけん}任意後見と^{ほうていこうけん}法定後見の2つの制度があります。

① 任意後見制度

現時点で判断能力は十分あるものの、将来、判断能力が衰えたときに備えて、「誰に何を頼みたいのか」などをあらかじめ決めておく制度です。任意後見人となる人と一緒に公証役場に出向いて、内容について書面（公正証書）を作成して、任意後見契約を締結しておきます。

② 法定後見制度

現に判断能力が低下している方が活用できる制度です。法定後見制度は、「^{こうけん}後見」・「^{ほさ}保佐」・「^{ほじょ}補助」の3つに分かれており、判断能力の程度など本人の事情に応じて制度を選べるようになっています。家庭裁判所に選ばれた成年後見人等（成年後見人・保佐人・補助人）が、本人の利益を考えながら、本人を代理して契約などの法律行為をしたり、本人が自分で法律行為をするときに同意を与えたり、本人が同意を得ないでした不利益な法律行為を後から取り消したりすることによって、本人を保護・支援します。

法定後見制度を利用するには、本人の住所地の家庭裁判所に後見開始の審判等を申し立てる必要があります。手続きの詳細については、申立てをされる家庭裁判所にお問い合わせください。（太地町にお住まいの方は、和歌山家庭裁判所新宮支部になります。）

★ 後見人等にはどんな人が選任されるの？

家庭裁判所が、本人のためにどのような保護・支援が必要か、などの事情に応じて「後見人」（または「保佐人」・「補助人」）を選任します。親族以外にも、弁護士・司法書士・社会福祉士等の第三者や福祉関係の公益法人その他の法人が選任されることもあります。また、複数の選任も可能です。

★ 後見人等の役割は？

本人の意思を尊重し、不動産や預貯金の管理、遺産相続、証書類の保管などの財産管理や、入院・施設入所等の契約、費用の支払いなどの法律行為に関する保護・支援を行います。

しかし、後見人の役割には、通常の買い物や食事の世話、実際の介護などは含まれません。また、手術などの医療同意や、入院や施設入所の際の身元引受人・身元保証人、その他本人の本質的意志が必要なもの（結婚・離婚、遺言、養子縁組、認知等）も含まれません。

★ どんなときに成年後見制度を利用できるの？

～ 例えばこんなときに利用できます ～

- ◆ 年金生活の一人暮らしのお年寄りが訪問販売で必要もない高額な商品を買ってしまう。
- ◆ 認知症の母の不動産を売却して老人ホームの入所費用にあてたい。
- ◆ 一人暮らしで頼れる人がいないので、いざという時に備えて資産管理を頼みたい。
- ◆ 親である自分に何かあった時、障害のある子どもの将来が不安。
- ◆ 兄が認知症の親と同居しているが、どうも兄が勝手に母のお金を使っているらしい。
- ◆ 寝たきりの祖母からお金の管理を頼まれているが、他の親族からなにかと疑われてしまう。



★ 成年後見制度等に関するお問い合わせ先

- ◎ 太地町地域包括支援センター ☎ 0735-59-2335
- ◎ 太地町社会福祉協議会 ☎ 0735-59-3380



「世界にひろがる和歌山移民」

Wakayama People around the World

様々な国際協力事業を実施している独立行政法人国際協力機構(略称JICA[ジャイカ])の横浜国際センターには、海外移住資料館が併設されています。その目的は「それぞれの国や地域で新しい文明作りに参加してきた日本人移住者の歴史と、その子孫である日系人について広く理解を深めてもらうこと」とあり、これまでに数々の興味深い企画が開催されてきました。そして今年3月8日に開幕した最新の企画展は「連れもて行こら 紀州から! 世界にひろがる和歌山移民」と題されたものでした。この企画展には、太地からはもちろんのこと、県内各地からたくさんの資料が出展されています。

この企画展を担当した資料館の学芸スタッフは、昨年6月末の、日本移民学会年次総会の前日に実施された太地特別ツアーに参加されました。他所でも、紀南では串本や田並を、紀中では美浜町三尾を、そして紀北では紀の川市池田を中心に、綿密な調査をなさったようです。

三尾では早い時期に移民関係資料を集める作業が開始されており、それらはアメリカ村カナダ移民資料館で保存、展示されています。紀北では、昨年3月に「アメリカ移民と那賀地方」と題した企画展が紀の川市歴史民俗資料館で開催され、その企画展のための調査をきっかけに、地域の有志によって那賀移民史懇話会が結成されました。太地では、昨年2月に「海を越える太地」と題した企画展を石垣記念館で実施しました。串本では、潮岬望楼の芝に、環境省と串本町によって「潮風の休憩所」が昨年7月に開館され、木曜島遺族会の皆様をはじめとする地域の人々が収集してきた資料の一部が常設展示されるようになりました。

ロサンゼルススの港の一角にあるターミナル島で在米太地人会が結成されてから、今年で100周年となります。昨年は和歌山大学で日本移民学会総会が、そして今年は横浜の海外移住資料館で「世界にひろがる和歌山移民」と題された企画展が開催されたことから分かるように、和歌山県内各地で、海を渡った先人の歴史を学ぶ機運が高まっています。そういえば、現在全国で上映中の東宝映画「バンクーバーの朝日」で活躍する日系人ベースボール・プレーヤーの中に、和歌山移民はきっと含まれているはずです。もうご覧になりましたか。

*

企画展「連れもて行こら 紀州から! 世界にひろがる和歌山移民」は5月10日まで、月曜日休館。海外移住資料館(馬車道駅から徒歩8分) Tel: 045-663-3257





「磯は地付き、沖は入り会い」

桜がほころびはじめ、また暖かい春がめぐってきました。太地の春～初夏にかけての風物詩と言えば、ヒジキやアワビ、トコブシ(ナガレコ)、サザエなどの、磯まわりのものをとる漁業。4月～5月の晴れた日には、太地の色んな場所でヒジキが広げられ、乾燥させているのをよく見かけます。

さて、これらの「定着していて、値段が比較的高い生き物」の採捕については、多くの場合、法的規制がなされています。ですが、それプラス、地域ごとに自主的な管理がされていることがあります。太地においても、採捕の開始(口開け)や採捕ができる日数、禁漁期間(口止め)、禁漁区などが「地域内の了解事項」として決められているのです。なぜ、地域ごとにルールが異なるのでしょうか？

昔の海の使用慣行として、「磯は地付き、沖は入り会い」というものがあります。磯(おおむね船の櫂が立つ高さまで)は、地元に住んでいる人たちが共有して独占的に使い、沖は複数の漁業者が入り会って使うというものでした。しかし、地域の人たちだけで磯を使うといっても、値段の高いものをルールなしにとると、すぐに資源がなくなったり、特定の人に利益がかたよったりするでしょう。農業のように土を耕し、種をまいて「育て、収穫する」漁業とは違い、漁業は海の恵みを「収穫する」だけのものです※1。そのため、地先漁場の特性に合わせたルールを定め、限りある資源を継続して利用できるようにしているのです。

太地の漁業は、かつては捕鯨業やマグロ延縄漁業などの遠洋漁業が中心でしたが、それらの衰退により、現在は地元密着型の沿岸漁業一定置網や捕鯨活動、釣り、刺し網、磯周りの漁業など一が主となっています。今後も、太地では沿岸漁業が中心の漁業として続いていくでしょう。そうなれば、磯周りの漁業は、ますます重要性の高いものになってくるかもしれません。

※1 魚を育てて増やす栽培漁業や、育てて収穫する養殖漁業といったものは除く。

参考:「潜水漁業と資源管理」大喜多甫文著 「むらの資源を研究する」日本村落研究学会編



▲刈ったばかりのヒジキ

水分をたくさん含んでむっちりしており、たくさん刈ると運ぶのに一苦労。でも、乾燥すると重さ半減、見た目も全然違うものに。



▲ひじき刈りの様子(2014年4月17日撮影)

お知らせ

太地いきいき
情報コーナー

メジロの捕獲は原則禁止です

愛玩飼養目的での捕獲が認められていたメジロは、現在、原則捕獲禁止となっています。既に飼養登録されているメジロについては引き続き飼養できます。なお、野外で野鳥を観察できない高齢者などは捕獲が許可される場合があります。

【捕獲許可】東牟婁振興局衛生環境課 串本支所保健環境課

【飼養登録】太地町役場

太地町選挙管理委員会からのお知らせ

和歌山県議会議員一般選挙が下記日程のとおり執行されることとなりましたのでお知らせいたします。

何かご不明な点がございましたら太地町選挙管理委員会（５９－２３３５）までお問合わせください。

「ふるさとを 愛する心で 一票を！」

記

告示日 平成 27 年 4 月 3 日（金）
投票日 平成 27 年 4 月 12 日（日）
期日前投票 平成 27 年 4 月 4 日（土）～ 平成 27 年 4 月 11 日（土）

防災ラジオの貸し出しについて

太地町では、災害時の緊急情報や避難情報など、町民の皆さんの安全を守り、大切な情報をお届けするために、防災行政無線（町内放送）を受信できる機能を持った「防災ラジオ」を貸し出しています。

◇対象 太地町全世帯

◇無償貸し出し・随時受付・その場で受け取り可能

お申込みは太地町役場総務課

（電話：59－2335）へお願いします。

申込書は役場にごございますので、お申込みの際は印鑑をご持参ください。

町内放送が聴きやすく、
災害時にも便利です！



太地町防災ラジオ

なお、お申込みや受け取りが困難な方は、お気軽に役場総務課までご連絡ください。

日曜・無料公証法律相談のお知らせ

- ◇と き 平成 27 年 4 月 19 日（第 3 日曜日） 午前 9 時～午後 5 時
平成 27 年 5 月 17 日（第 3 日曜日） 午前 9 時～午後 5 時
- ◇ところ 新宮公証役場
- ◇相談員 公証人 中村 司（和歌山地方法務局所属）
- ◇相談内容 遺言、相続、任意後見（高齢者等の財産管理）、離婚問題（子の養育費、慰謝料、財産分与、年金分割）、土地建物の賃貸借、金銭の貸借、債務弁済、売買、贈与、その他の大切な契約、尊厳死宣言、会社定款など
- ◇予約 電話で予約してください。
- ◇その他 平日（月曜～金曜）の相談も、ご利用ください。相談はすべて無料（秘密厳守）です。
- ◇問合わせ 新宮公証役場 新宮市緑ヶ丘 2 丁目 1 番 3 1 号 電話 0735-21-2344

違法な駐車は、一刻を争う消火活動の妨げとなります

道路交通法で駐車を禁止している場所

1. 消防水利の周辺

- (1) 消火栓から 5 m 以内の部分
- (2) 消防用防火水そうの吸水口又は吸管投入孔から 5 m 以内の部分
- (3) 消防用防火水そうの側溝又はこれらの道路に接する出入口から 5 m 以内の部分

2. その他

- (1) 消防用機械器具の置場（消防自動車の車庫や消火用ホース格納箱等）の側溝又はこれらの道路に接する出入口から 5 m 以内の部分
- (2) 火災報知器から 1 m 以内の部分
- (3) 駐車車両の右側の道路上に 3.5 m 以上の余地がない場合



太地町消防団員募集

次のとおり団員を募集します。

●活動内容

町内で発生した水火災等の災害時に防御や救助作業を行います。また、毎月 25 日に消防演習を実施し、放水、器具点検、礼式訓練等を行い、水火災の予防及び警戒心の喚起に努めています。

●主な行事

毎月	消防演習（8 月、10 月除く）	10 月	祭典行事警戒
4 月	辞令交付式	12 月	年末警戒
8 月	花火大会及び柱松警戒	1 月	消防出初式

当町に居住する満 18 歳以上の方で、消防団活動に真摯に取り組むことができる熱意のある方は下記までご連絡ください。

【太地町消防団事務局】

太地町役場総務課内消防団係

電話：59-2335

大切なまち、守りたい人がいます。



和歌山県発達障害者支援センター「ポラリス」巡回相談

和歌山県発達障害者支援センター「ポラリス」では、発達障害の理解・子育て・問題行動など、発達障害に関する様々な相談に応じており、今年度も東牟婁地域の方を対象に巡回相談を行います。

対 象：発達障害者ご本人やご家族、支援者等

場 所：新宮保健所 串本支所

日 時：平成 27 年 5 月 14（木曜日） 午前 11 時～午後 4 時までの間で 1 件 1 時間です。

申込み・問合せ先：〒641-0044 和歌山市今福 3-5-41

和歌山県発達障害者支援センター「ポラリス」

電話：073-413-3200

《保健衛生関係 4 月行事予定》

子育て支援関係

月 日	事 業 名	時 間	場 所
4 月 30 日 (木)	ちびっ子ひろば	9:30 ~ 10:30	ふれあいルーム

★平成 27 年度よりちびっ子ひろばの開始時間が変更となりますので、ご注意ください。

健康相談

月 日	事 業 名	時 間	場 所
4 月 8 日 (水)	乳幼児健康相談	10:00 ~ 11:30	多目的センター
4 月 15 日 (水)	成人健康相談 (血圧測定)	10:30 ~ 11:30	公民館
		13:00 ~ 13:30	平見集会所
		13:45 ~ 14:15	老人憩の家
		14:30 ~ 15:00	寄水集会所
4 月 20 日 (月)	成人健康相談 (血圧測定)	15:00 ~ 15:30	森浦集会所

★平成 27 年度より成人健康相談 (血圧測定) 14:30 ~ 15:00 の開催場所は毎月寄水集会所で行いますので、ご注意下さい。

健診

月 日	事 業 名	時 間	場 所
4 月 14 日 (火)	1歳6ヶ月・3歳6ヶ月児 健診	12:10 ~ 12:30 (3歳半受付) 12:30 ~ 12:40 (1歳半受付)	多目的センター
4 月 23 日 (木)	4か月児健診	9:00 ~ 9:10 (受付)	那智勝浦町福祉健康センター

健康教育

月 日	事 業 名	時 間	場 所
4 月 6 日 (月)	なかよし体操	13:30 ~ 15:00	東新集会所
4 月 20 日 (月)			
4 月 13 日 (月)	なかよし体操	13:30 ~ 15:00	森浦集会所
4 月 20 日 (月)			

一白馬からお便りー【姉妹都市「白馬村」コーナー】



2月10日（火曜日）、長野県庁特別応接室にて昨年11月22日に発生した長野県神城断層地震で迅速な救助活動にあたった堀之内区、三日市場区の自主防災組織と、白馬、小谷、小川の3村の消防団に対し、阿部守一長野県知事から表彰状が贈られました。

阿部知事は「地域の力で大勢の人命を救い、大規模な地震でありながら被害を最小限に食い止めることができた」と改めて地域住民の絆をたたえました。

〓長野県神城断層地震災害対応に係る知事表彰が行われました〓

住民基本台帳
(平成 27 年 2 月末日現在)
総人口 3,327 人
男 1,512 人
女 1,815 人
世帯数 1,647 世帯
(前月比: 総人口 1 人増
世帯数 2 世帯増)

～鯨供養祭～

日 時: 平成 27 年 4 月 29 日 (水)
祝日 10 時から
場 所: 梶取崎 鯨供養碑前